

民法ライブ講義を無料体験！

重要科目「民法」を無料でお試し体験

実際に司法書士試験で出題された問題を解いてみよう！

【平 17-23】

A B 夫婦間には子 C 及び D がおり、D E 夫婦間には子 F 及び G がいる。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア D が相続により利益を得ようと考えて A を殺害して刑に処せられた場合には、A の相続人は、B、C、F 及び G である。

イ A が死亡した当時、D が既に死亡しており、G が胎児であった場合には、A の相続人は、B、C 及び F である。

ウ F が死亡した当時、B、D 及び E がいずれも死亡していた場合には、F の相続人は、G である。

エ A が死亡した後に、D が相続の放棄をした場合には、A の相続人は、B、C、F 及び G である。

オ A 及び D が同乗する自動車の事故によりいずれも死亡したが、両名の死亡の前後が不明であった場合には、A の相続人は、B、C、F 及び G である。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

まず、肢ウは相続の順番が分かれば誤りだと分かる。

【解説】

ウ 誤り

被相続人の子またはその子の代襲者がいない場合、被相続人の直系尊属（第2順位）・被相続人の兄弟姉妹（第3順位）が相続人となる（民 § 889 I）。本肢においては、Fが死亡した当時、Fの父母であるD・Eおよび2親等の直系尊属である祖父母Bが死亡しているが、祖父母Aは生存している。したがって、Fの相続人は、Aのみとなり、Fの兄弟姉妹であるGはFの相続人とはならない。

次に、肢イを見てみよう。「胎児」も相続人となれることは学習した。

そうすると、Gも「代襲相続人」になれる。

【解説】

イ 誤り

被相続人の子が、相続開始以前に死亡したときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる（民 § 887 II 本文）。また、胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす（民 § 886 I）。本肢においては、Aの死亡により、Aの配偶者Bおよびその子C・Dが相続人となるところ、Aが死亡した当時、Dが既に死亡しているため、Dの子F・GがDを代襲してAの相続人となる。GはAが死亡した当時、胎児であったが、胎児は相続については既に生まれたものとみなされるため、Aの相続人となることができる。したがって、Aの相続人は、B、C、FおよびGとなる。

最後に、肢エを試みる。

相続を「放棄」した場合、その者の子は代襲相続できなかったことを思い出す。

【解説】

エ 誤り

相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされ（民 § 939）、代襲原因とはされていない。本肢においては、Aの死亡により、Aの配偶者Bおよびその子C・Dが相続人となるところ、Aが死亡した後、Dが相続の放棄をしている。相続の放棄は代襲原因ではないため、Dの子F・GはAの相続に関してDを代襲することはない。したがって、Aの相続人はBおよびCとなる。

イ、ウ、エが誤りと判断できると、必然的にアとオは正しいということになる。
正しいものを選ぶ問題であるから、正解は2となる。

参考として、アとオの解説を見てみよう。

【解説】

ア 正しい

被相続人の子は、相続人となり（民 § 887 I）、被相続人の配偶者も常に相続人となる（民 § 890 前段）。一方、故意に被相続人または相続について先順位もしくは同順位にある者を死亡するに至らせ、または至らせようとしたために刑に処せられた者は、相続人となることができない（民 § 891①）。そして、被相続人の子が、民法 891 条の相続欠格事由に該当することによりその相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる（民 § 887 II 本文）。本肢においては、A の死亡により、A の配偶者 B およびその子 C・D が相続人となるところ、D は、A を殺害して刑に処せられたことにより相続欠格事由に該当するため A の相続人とはならない。もっとも、D には子 F および G が存在するため、D の子 F・G が D を代襲して A の相続人となる。したがって、A の相続人は B、C、F および G となる。

オ 正しい

数人の者が死亡した場合において、そのうちの 1 人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は同時に死亡したものと推定される（民 § 32 の 2；同時死亡の推定）。同時死亡の推定が働く場合、同時死亡者相互の間には相続関係は生じないが（同時存在の原則）、同時死亡は民法 887 条 2 項にいう「相続の開始以前の死亡」に含まれるため、代襲相続は生じることになる。本肢においては、A の死亡により、A の配偶者 B およびその子 C・D が相続人となるところ、A および D が同時に死亡したものと推定される結果、両者間では相続が生じず、D は A の相続人とはならない。しかし、代襲相続は生じるため、D の子である F・G は D を代襲して A の相続人となる。したがって、A の相続人は B、C、F および G となる。

では、共同相続人の1人が他の共同相続人の相続権を侵害しているような場合は、この規定の適用はあるのか。

判例は、共同相続人相互間における相続権の争いの場合においても、民法884条の規定が適用されることを原則として肯定しつつも、一定の場合には、相続回復請求制度の適用が予定されている場合にあっては、他の共同相続人の相続権を侵害している相続人は、相続権を侵害されている真正共同相続人からの排除請求に対し、相続回復請求権の消滅時効を援用してこれを拒むことができないとしている（最判昭53.12.20、制限的肯定説）。

重要！

原則としては民法884条の規定の適用を肯定するが、一定の場合にはその消滅時効を援用することはできないということ。

では、その“一定の場合”とはどういう場合か。

→ 共同相続人の1人が、他に共同相続人がいることを知りながら（つまり、自分が単独で相続したのではないと知りながら）、自分の本来の相続分を超える部分についても自分の持分に属すると称し、相続財産を占有管理しているような場合（そして、本来の相続分を超える部分についても自分に相続による持分があると信じるべき合理的な理由がない場合）。



このような場合に短期消滅時効の援用を認めることは不当である。

第2章 相続人

Topics ・大変に重要である。誰が被相続人の財産を承継するのが確定しなければ、話は始まらない。

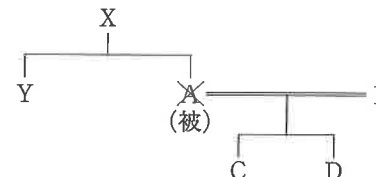
・民法の択一だけでなく、不動産登記法の記述式試験でも頻出。

1 相続人となる者

□□ケーススタディ

お父さんのAが死亡した。Aには妻のB、子のC及びDがあり、また父親のXと兄のYがいる。

誰がAの相続人となるか。



1 相続人の範囲

被相続人と一定の身分上の関係を有していた者が相続人となるが、これには、2つの種類がある。

- ① まずは、血が繋がっている人である（血族相続人）。子、親、兄弟姉妹などである。
 - ➡ 血族相続人には順位があるので、この全員が相続人となるわけではない（血族相続人の順位については、この次に解説する）。
- ② そして、被相続人と婚姻している人である（配偶者相続人）。
 - ➡ 配偶者は、被相続人と血は繋がっていないが、婚姻というかなり深い関係を持っているので、相続人となる。

重要!同時存在の原則について

相続人となることができるのは、被相続人が死亡した瞬間にこの世に存在していた者に限られる（同時存在の原則）。

法律上、相続人となる身分を有していた者でも、被相続人より先に死亡していたら、相続人とはならない。

2 血族相続人の順位

被相続人と血の繋がっている者が複数いる場合、以下の順位で相続人となる。

(1) 第1順位(子及びその代襲者等の相続権)

第887条 被相続人の子は、相続人となる。

第1順位の血族相続人は、子である。

【例】 ケーススタディの事例では、被相続人Aに子CとDがいるので、この2人が相続人となる。

また、被相続人Aには配偶者のBがいるので、Bも相続人となる。

➡ 結果として、Aの相続人はB、CおよびDである。

重要!

被相続人に子がいるときは、親や兄弟姉妹は相続人とはならない。

➡ 子だけが（血族）相続人となる（配偶者がいれば配偶者も相続人となる）。

① 被相続人の実子だけでなく、養子も相続人となる。

② 嫡出子だけでなく、非嫡出子も相続人となる。

H17-23

③ 胎児も、相続に関しては既に生まれたものとみなされるので（民§886 I）、子として相続人となる。

(相続に関する胎児の権利能力)

第886条 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。



理由 人は、出生の時から権利能力を有するのが原則であるが（民§3 I）、相続においてもこの原則を貫くのは妥当ではない。生まれてくるのが数日違っただけで、相続人となる・ならないが変わってくるのは、あまり公平ではない。

・ ただし、この規定は、胎児が死体で生まれてきたときは適用されない（同II）。

④ 被相続人より先に子が死亡しているときは、代襲相続が開始する（民§887 II）。

➡ 代襲相続については、後で詳しく解説する。

(2) 第2順位(直系尊属及び兄弟姉妹の相続権)

第889条 次に掲げる者は、第887条の規定により相続人となるべき者（子など）がない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

二 （省略）

第2順位の血族相続人は、直系尊属である。

H17-23

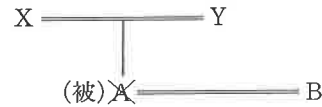
重要!

直系尊属は、第1順位の血族相続人である子（またはその代襲相続人）が存在しない場合に初めて相続人となることができる。

➡ 被相続人に子がいたら、直系尊属は相続人とはならない。

【例】 ケーススタディの事例では、被相続人Aには子がいるので、父親のXは相続人とはならない。

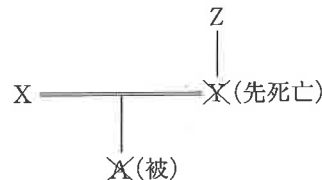
【例】 Aが死亡した。AはBと婚姻しているが、子はいなかった。そして、Aには父Xと母Yがいる。



→ Aの相続人は、直系尊属のX、Yと配偶者のBである。

- ① 実父母だけでなく、養父母も相続人となる。
- ② 直系尊属が数人いる場合で、親等が異なる者がいるときは、親等が近い者のみが相続人となる。
→ 被相続人に父母と祖父母がいる場合は、親等が近い父母のみが相続人となる。

【例】 Aが死亡した（Aは結婚しておらず子もいない）。そして、Aの父Xは健在だが、母のYは既に死亡している。なお、Yの母（Aの祖母）Zは生きている。



→ 親等が近いXのみが相続人となる。Zは相続人とならない。

(3) 第3順位

（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）

第889条 次に掲げる者は、第887条の規定により相続人となるべき者（子など）がない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- 一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
- 二 被相続人の兄弟姉妹

第3順位の血族相続人は、兄弟姉妹（けいていしまい）である。

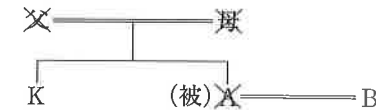
重要！

兄弟姉妹は、第1順位（子など）、第2順位（直系尊属）の血族相続人が存在しない場合に初めて相続人となることができる。

→ 被相続人に子や直系尊属がいたら、兄弟姉妹は相続人とはならない。

【例】 ケーススタディの事例では、被相続人Aには子がいるので、兄のYは相続人とはならない。

【例】 Aが死亡した。AはBと結婚しているが、子はいなかった。そして、親や祖父母は既に死亡しており、兄のKがいる。



→ Aの相続人は、兄のKと配偶者のBである。

AとKがどんなに疎遠であっても（数十年連絡をとってなくても）、相続人となる。

- ① 被相続人と父母が同じである兄弟姉妹と、父母の一方のみが同じである兄弟姉妹がいる場合、どちらも相続人となる。
→ ただし、相続分には差がでる。

3 配偶者について

（配偶者の相続権）

第890条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第887条又は前条の規定により相続人となるべき者がいるときは、その者と同順位とする。

配偶者は常に相続人となる（民§890）。そして、他に血族相続人が存在するときは、配偶者はその者と同順位で相続人となる。

【例】 被相続人に配偶者と子がいるときは、配偶者と子が同順位で相続人となる。

- ① 離婚している場合は、現在は配偶者ではないので、相続人とはならない。

➡ 離婚しなければよかったと悔やんでも、後の祭り。

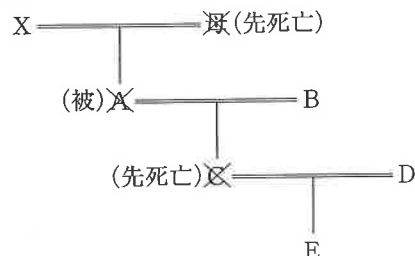
② 被相続人と内縁関係にある者は、法律上の配偶者ではないので、相続人とはならない。

➡ 籍を入れておけばよかったと悔やんでも、後の祭り。

代襲相続

□□ケーススタディ

Aは、Bと婚姻しており、子Cがいた。しかし、Cは既に死亡している。なお、CはDと婚姻しており、子Eがいる。また、Aの父Xも健在である。その後、Aが死亡した。
Aの相続人はだれか。



1 代襲相続の意義

(子及びその代襲者等の相続権)

第887条

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

代襲(だいしゅう)相続とは、被相続人より先に子が死亡してしまったような場合に、その死亡した子の子(被相続人の孫)が子に代わって相続人となることをいう。

【例】 ケーススタディの事例では、本来であれば、配偶者Bのほか、Aの子で

あるCがAの相続人となるはずであった。しかし、子CはAよりも先に死亡しており、相続人となることができない(同時存在の原則)。

このような場合は、Cの子であるEが、Cを代襲して、Aの相続人となる。

➡ Aの相続人はB、Eとなる。第1順位の血族相続人がいるので、直系尊属のXは相続人とはならない。



代襲相続は、司法書士の試験において大変に重要である。

2 どのような場合に代襲相続が発生するか

(1) 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき

被相続人の子が、被相続人より先に死亡した場合に代襲相続が発生する。

➡ ケーススタディの事例である。

・ 被相続人と被相続人の子が同時に死亡した場合、また同時に死亡したと推定される場合(民§32の2)も、代襲相続が発生する。 H23-22
H17-23

【例】 父Aと子Bは、一緒に旅行をした。そして、旅先で事故に遭い、2人とも死亡してしまった。AとBの死亡の先後は明らかでない。

➡ AとBは同時に死亡したものと推定される(民§32の2)。

この場合、BはAの相続人となることができず、Bの子がBを代襲してAの相続人となる。

(2) 被相続人の子が民法891条の規定に該当し、相続権を失ったとき

民法891条は、相続欠格に関する規定である。相続欠格はこの後で解説するが、“被相続人を殺したような人は相続権が剥奪される”という制度である。 H17-23

➡ 殺して財産を相続する、ということはあってはならない。

被相続人の子が欠格事由に該当して相続権が剥奪された場合は、代襲相続が発生する。

【例】 Aには子Bがいる。そして、AとBにトラブルが生じ、BがAを殺害した(刑に処せられた)。

➡ BはAの相続について欠格者となり、相続人となることができない。

この場合、Bの子がBを代襲してAの相続人となる。

(3) 被相続人の子が廃除によって相続権を失ったとき

H23-22

H2-6

推定相続人の廃除についてはこの後で解説するが、“被相続人を虐待したような者は、被相続人の意思によって相続権が剥奪される”という制度である。

➡ 欠格事由に該当するほど悪くはないが、でもやっぱり悪い人については、被相続人の意思で相続権を奪うことができる。

被相続人の子が廃除されて相続権が剥奪された場合は、代襲相続が発生する。

【例】 Aには子Bがいる。Bは乱暴者で、Aのことを虐待していた。この場合、Aは、家庭裁判所にBの廃除を請求することができる。そして、家庭裁判所は、申立てどおりにBを廃除する審判をした。

→ BはAの相続人となることができない。

この場合、Bの子がBを代襲してAの相続人となる。

重要!

H23-22

H17-23

被相続人の子が相続を放棄した場合、代襲相続は発生しない。

➡ 民法の条文で、相続の放棄は代襲原因とはされていない。

【例】 Aには子Bがいる。そして、Bには子Cがいる。また、Aの父Xも健在である。

その後、Aが死亡した。そして、Bは、Aの相続について放棄した。

→ Bの子Cは、Bを代襲してAの相続人とはならない。第1順位の血族相続人が存在しないことになるので、直系尊属のXがAを相続する。

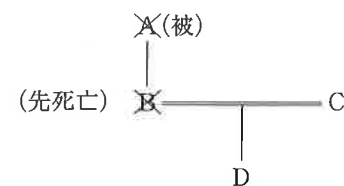
3 代襲することができる者

代襲して相続人となるのは、代襲される者（被代襲者）の子である。

H23-22

・ 被代襲者の配偶者は、代襲相続人とはならない。

【例】 Aが死亡した。Aには子Bがいたが、既に死亡している。なお、BはCと婚姻しており、子Dがいる。



→ Aより先に子Bが死亡しているので、代襲相続となる。この場合は、被代襲者Bの子であるDがAの相続人となる。Bの配偶者Cは、Aの相続人とはならない。

また、代襲して相続人となるのは、被相続人の直系卑属に限られる。

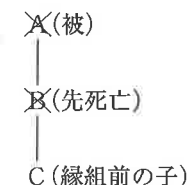
➡ 被相続人の子の子であっても、被相続人の直系卑属でなければ、代襲相続人とはなれない。

⊕ アルファ

被相続人の子の子は、当然、被相続人の直系卑属のはずだと思うところだが、そうとも限らない。養子縁組が絡んでくる場合（縁組前の子である場合）である。

【例】 AはBを養子にした。なお、AとBが養子縁組をした時点で、Bには子Cがいた。 H15-24
H14-21

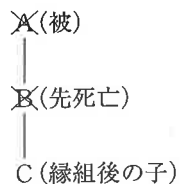
そして、Bが死亡し、その後にAが死亡した。



→ Aの相続について考えると、BはAより先に死亡しているので、代襲相続となるはずである。そして、CはBの子なので、Bを代襲してAの相続人となりそうである。しかし、Cは（A・B間の）縁組前に生まれた子であるため、Aと法定の血族関係は生ぜず、Aの直系卑属ではない。そのため、CはAの相続人とはならない。

【例】 AはBを養子にした。そして、この後にBの子Cが生まれた（縁組後に生まれた子）。

そして、Bが死亡し、その後にAが死亡した。



→ 養子縁組の後に生まれた養子の子(C)は、Aと血族関係を生ずる。
そのため、CはAの直系卑属といえるので、CはBを代襲してAの相続人となる。

4 代襲相続人について代襲原因が発生した場合（再代襲）

（子及びその代襲者等の相続権）

第887条

3 前項の規定（代襲相続に関する規定）は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

代襲相続人となるべき者についてさらに代襲原因が生じた場合は、その者の子がこれを代襲して相続人となる（再代襲）。

→ また、再再代襲もあり得る。

【例】 Aには子のBがいたが、Bは既に死亡している。Bには子のCがいたが、Cは既に死亡している。Cには子のDがいる。
この後にAが死亡したときは、DがAの相続人となる。

⚠ アルファ

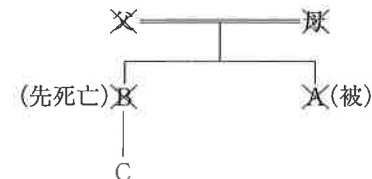
兄弟姉妹が相続人となる場合にも代襲相続は認められるが（民§889Ⅱ）、再代襲は認められていない（詳しくは後述）。

5 兄弟姉妹の代襲相続

S61-15

兄弟姉妹が相続人となるべき場合において、その兄弟姉妹が被相続人より先に死亡し、もしくは欠格事由に該当するために相続権を失ったときは、その者の子（甥・姪）がこれを代襲して相続人となる（民§889Ⅱ）。

【例】 Aには子はおらず、また直系尊属も既に死亡している。そして、Aには兄のBがいたが、Bは既に死亡している。Bには子のCがいる。
その後、Aが死亡した。



→ 第1順位、第2順位の血族相続人がいないので、兄のBが相続人となるはずであったが、被相続人より先に死亡してしまった。
この場合は、Bの子CがBを代襲して、Aの相続人となる。

重要!

兄弟姉妹が相続人となる場合は、再代襲は認められない。

H23-22

→ 民法889条2項は、887条2項の規定（代襲相続の規定）を準用しているが、887条3項の規定（再代襲の規定）は準用していない。

H14-21

理由

兄弟姉妹の子の子は、被相続人とほとんど縁がないので、相続人として認めるのは適当でない。また、これらの者も相続人としてしまうと、遺産分割もかなり面倒になる。

【例】 上記の事例において、Aが死亡する以前にBだけでなくCも死亡していた場合、Cの子はAの相続人とはならない。
→ 結果として、Aには相続人がまったく存在しないこととなる（相続人不存在、後述）。

Ⅲ 相続欠格

□ ケーススタディ

Aには、子B、C、D、Eがいる。そして、Bは、「Aが死んだらAの財産は4人で分けることになるのか。それは嫌だ。全部自分のものにしたい」と思って、『私の全財産をBに相続させる』というAの名義の遺言書を偽造した。

その後、Aが死亡した。

Bは、Aの財産を相続することができるか。

1 意義

相続欠格とは、本来ならば相続人となるべき者について、一定の重大な非行がある場合に、その者の相続権を剥奪する制度である。

➡ 一般の法感情（常識）から考えて、“この人が相続人として財産を承継することは許し難い”といえるような事情がある場合である。

相続欠格に該当する者は相続人とはなれないので、もちろん、被相続人の財産（権利義務）を承継することはできない。

民法は、相続欠格になるものとして、5つの事由を定めている。

2 相続欠格事由

（相続人の欠格事由）

第891条 次に掲げる者は、相続人となることができない。

- 一 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者
- 二 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。
- 三 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者
- 四 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者
- 五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

相続欠格事由は、大きく2つに分けることができる。

- ① 被相続人や他の相続人の生命侵害に関する事由
- ② 被相続人の相続に関する遺言についての不正な干渉に関する事由

以下、個々の事由について詳しく解説する。

- (1) 「故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者」（891条の1号）

被相続人を殺害し、または殺害しようとしたために刑に処せられた者は、**H17-23** 相続欠格に該当し、相続人となることができない。

➡ 言うまでもないだろう。

また、相続について先順位もしくは同順位にある者を殺害し、または殺害しようとしたために刑に処せられた者も、同様である。

➡ 自分が相続人になれるようにするため、あるいは自分の相続分を増やそうといった理由で殺人（未遂等も含む）をしたような者は、相続人として認めるべきではない。

【例】 Aには子のB・Cがいる。そして、CはBを殺害し、刑に処せられた。

→ Cは、Aの相続について相続欠格に該当する。

Aの相続について、BとCは同順位の相続人である。そのため、同順位の相続人を殺害し、刑に処せられた場合に該当する。

- ① 「死亡するに至らせ、または至らせようとした」とあるので、殺人の既遂だけでなく、殺人未遂、殺人予備も含まれる。**H14-22 S60-10**

- ② 「故意に」とあるので、殺人や殺人未遂等に限られ、過失致死や傷害致死は含まれない。**H14-22 S58-23**

- ③ 「刑に処せられた者」とあるので、執行猶予が付され、その猶予期間を無事に終了した場合は含まれない。

- (2) 「被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者」



理由 被相続人が殺害されたことを知った場合には、速やかに告発、告訴をして、早く犯人を逮捕してもらうのが相続人の義務である。これを怠って犯罪の発覚を妨げたり、遅延させた場合の制裁として、相続欠格事由とされた。

- ① ただし、その者に是非の弁別がないとき、または殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、相続欠格事由に該当しない。

理由

殺害者が自己の兄である場合は、告発または告訴をしないと、欠格事由に該当する。

H3-15

S58-23

(5) 「相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者」

このような行為をした者は相続欠格となり、相続人となることができない。

理由

● このような著しく不当な干渉行為をした者に、民事上の制裁を課す趣旨である。

アルファ

(5)は、自らの手で遺言の偽造等をした場合である。

➡ “相続に関する遺言”とは、未成年後見人や未成年後見監督人の指定を除くすべての内容である。

【例】 被相続人Aが、子Bの詐欺により、相続に関する遺言をした。しかし、後になって詐欺であることに気付いて、Aはその遺言を取り消した。

この場合でも、Bは相続欠格となり、Aの相続人となることはできない。

➡ Bが、詐欺によって相続に関する遺言をさせた事実に変わりはない。

② 相続人が、被相続人の相続に関する遺言書を破棄し、または隠匿した場合でも、その行為が相続に関して不当な利益を得ることを目的とするものではなかったときは、相続欠格には当たらないとされている（最判平9.1.28）。

➡ 確かに不当な行為ではあるが、相続欠格とするほど著しく不当な行為とまではいえない。

③ 被相続人の相続に関する遺言書について、必要な押印がなかったため本来であれば無効な場合に、相続人が、これを有効なものにしてあげようとして、法律上の形式を整える趣旨で押印をした場合、その相続人は相続欠格には該当しないとされている（最判昭56.4.3）。

➡ 相続人が勝手に押印しているので、確かに相続に関する遺言書の変造行為といえるが、被相続人の意思を実現するためにその法形式を整える趣旨でこの行為をしたに過ぎないので、欠格者とするべきではない。

3 欠格事由に該当する場合の効果

(1) 欠格の効果

相続欠格事由に該当すると、当然に相続人となる資格を喪失する。

重要!

家庭裁判所の審判を経る必要はない。瞬時に相続資格を失う。

➡ 後述する「推定相続人の廃除」は、家庭裁判所の審判によって効力が生ずるので、これとは区別する必要がある。

- ・ 相続開始後に欠格事由が生じた場合は、相続開始の時にさかのぼって欠格の効果が発生する。

➡ 相続開始後に遺言書を偽造したような場合。

- ・ 被相続人の子が欠格事由に該当する場合は、その者の子が代襲して相続人となる（民§887Ⅱ）。
- ・ 相続欠格に該当する者は、その被相続人からの遺贈も受けることができない（民§965）。

【例】 Aは、「子のBに甲土地を遺贈する」という遺言をしていた。そして、その後、BがAを殺害した。

→ Bは、Aの相続について欠格事由に該当するので、相続人とはならない。また、Aからの遺贈を受けることもできない。

(2) 相対効

H10-21

相続欠格の効果は、特定の被相続人との関係においてのみ生ずる。他の者が死亡した場合は、その相続人となることができる。

【例】 Aには妻のBと子のCがいる。そして、Cは、Aの名義とする遺言書を偽造した。

→ Cは、Aの相続人となることはできないが、Bの相続人となることはできる。

ただし、以下のような場合は注意しなければならない。

H14-22

【例】 Aには妻のBと子のCがいる。そして、CがAを殺害した（刑に処せられた）。

→ Cは被相続人Aを殺害したので、CはAの相続人となることができない。

では、後にBが死亡した場合に、CはBの相続人となることができるかといったら、そうではない。Cは、Bの相続について同順位の相続人であるAを殺害しているので、Bの相続についても欠格事由に該当する。

(3) 欠格の宥恕（ゆうじょ）

被相続人が、相続欠格者の行為を許すという宥恕をしたときは、相続権の回復が認められるだろうか。

H10-21

これについて民法では規定がないが、近時では、これを肯定する見解が多くなってきている。

4 推定相続人の廃除

1 意義

（推定相続人の廃除）

第892条 遺留分を有する推定相続人（中略）が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。

推定相続人の廃除とは、遺留分を有する推定相続人が被相続人に対して虐待等をしていた場合に、被相続人からの請求により、家庭裁判所の審判を経てその者の相続資格を剥奪する制度である。 H3-15

④ アルファ

「推定相続人」とは、相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。

推定相続人が被相続人に対して虐待をしたり、重大な侮辱を加えたような場合でも、相続欠格事由（民§891）には該当しないので、当然に相続権が剥奪されることはない。

このような行為がされた場合で、その者に対して相続させたくないと被相続人が思う場合は、被相続人が家庭裁判所に請求し、その審判を経ることにより、相続権を剥奪することができる。 H10-21

④ アルファ

相続欠格は、被相続人を殺害したといったように、本当に本当に悪い行為がされた場合にその相続権を当然に剥奪する制度である。

被相続人を虐待するのも悪いことに違いはないが、法律上当然に相続権を剥奪するほどではないといえる。

2 廃除の要件

(1) 遺留分を有する推定相続人であること

廃除の対象となるのは、遺留分を有する推定相続人に限られる。 H10-21

④ アルファ

遺留分については第8章で解説するが、遺留分とは、被相続人が死んだ場合に、最低限取得することが保障されている相続財産の一定割合をいう。

つまり、被相続人が、全財産を第三者に遺贈する旨の遺言をした場合でも、遺留分を有する相続人は、「自分は遺留分を持っているので、その割合については返してください」と請求することができる。

民法1028条は、兄弟姉妹以外の相続人は遺留分を有すると規定しているので、配偶者、子（直系卑属）、直系尊属が廃除の対象となる。

➡ 兄弟姉妹を廃除することはできない。

⚠ アルファ

推定相続人たる兄弟姉妹が被相続人を虐待していた場合、その相続権を奪うことができないのか、つまりその者は財産を承継できるのか、と憤りを覚えるところだが、そういうわけではない。

その兄弟姉妹に財産を承継させたくなければ、別の誰かに財産を遺贈する遺言をしておけばよい。

➡ 兄弟姉妹は遺留分がないのだから、その遺贈を受けた者に対し、「一定の割合について財産を返してくれ」と請求することはできない。

つまり、兄弟姉妹については、わざわざ家庭裁判所の手を借りて廃除をする必要はないということである。

(2) 遺留分を有する推定相続人が、被相続人に対して虐待をし、もしくはこれに重大な侮辱を加え、または推定相続人にその他の著しい非行があったこと

➡ 相続権を剥奪されてもやむを得ないような行為をしたこと。

3 廃除の手続

§59-7

廃除は、被相続人が生前にすることができるし、また遺言によって廃除をすることもできる（民§893）。

（遺言による推定相続人の廃除）

第893条 被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思表示をしたときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければならない。この場合において、その推定相続人の廃除は、被相続人の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。

・ 生前に廃除をする場合も、遺言によって廃除をする場合も、家庭裁判所に

請求し、その審判を経ることによって廃除がされる。

⚠ アルファ

被相続人が生前に廃除の請求をする場合は、被相続人自ら家庭裁判所に請求することになるが、遺言によって廃除の意思表示をしたときは、遺言執行者が遺言の効力が生じた後に遅滞なく、家庭裁判所に請求することを要する。

・ 他の推定相続人が、廃除の請求をすることはできない。

§60-10

👉 理由

廃除は、被相続人の意思に基づいて請求するものである。他人が口を出すべきものではない。

【例】 Aの推定相続人が子のBとCである場合、Bが、「CはAを虐待しているので、Aの相続について廃除してください」と請求することはできない。

4 廃除の効果

家庭裁判所において廃除の審判が確定したときは、廃除の効果が生ずる。つまり、その被相続人に対する相続権を失う。

・ あくまで、廃除の請求をした被相続人の相続人となることができないだけ（H10-21）であり、他の者の相続人となることはできる（相対効）。

・ 廃除の審判が確定する前に被相続人が死亡した場合、その後に廃除の審判が確定したときは、相続開始の時にさかのぼって廃除の効力が生ずる。

・ 廃除がされたときは、戸籍の届出をする必要があるが（戸籍§97、63Ⅰ）、これは報告的届出である。

➡ 戸籍の届出をすることによって廃除の効果が生ずるわけではない。

・ 被相続人の子が廃除されたときは、その者が子が代襲して相続人となる（民§887Ⅱ）。

・ 廃除された者であっても、被相続人からの遺贈を受けることができる。

👉 理由

その者に遺贈するという被相続人の意思があれば、それを認め

て差し支えない。

- ➡ いったん遺言書を作成したが、「虐待されたのでやっぱり遺贈したくない」と思ったら、その遺言を撤回（民§1022）すればいい。

⊕ アルファ

相続欠格者は遺贈を受けることもできないので、それとは区別すること。

- ➡ 相続欠格の場合は、被相続人の知らないところで欠格事由が生ずることがある。そのような場合には、遺贈を撤回する機会がない。

5 廃除の取消し

（推定相続人の廃除の取消し）

第894条 被相続人は、いつでも、推定相続人の廃除の取消しを家庭裁判所に請求することができる。

- 2 前条の規定（遺言によってすることができる）は、推定相続人の廃除の取消しについて準用する。

H10-21 廃除は、被相続人の意思によって、推定相続人の相続権を剥奪するものである。そのため、被相続人の意思が変われば、これを取り消すこともできる。

- S60-10**
- ・ 廃除を取り消す場合も、家庭裁判所に請求し、その審判によって効力が生ずる。
 - ・ 遺言によって廃除の取消しの意思を表示することもできる。
 - ・ （廃除の取消しとは違うが）被相続人が非嫡出子を廃除したが、その後、その者と養子縁組をしたような場合は、縁組によって新たな身分関係が形成されたと考えることができるので、その者は相続人となることのできる（大判大9.2.28）。

第3章 相続の効力

第1節 相続財産

Topics ・まずは、相続によってどういった財産を承継するのか（しないのか）をしっかりと理解すること。試験でもちょこちょこ出題される。

1 相続財産の包括承継

(1) 包括承継の原則とその例外

（相続の一般的効力）

第896条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

相続が開始したときは、相続人は、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（包括承継）。

- ➡ 基本的に、被相続人の権利義務が丸ごと承継される。

⊕ アルファ

相続人が、相続の開始を知らなくても、当然に承継する。

ただし、被相続人の一身に専属したものは、承継されない。

- ➡ 被相続人の一身に専属したものだから、他の者に帰属することはない。

“被相続人の一身に専属したもの”の判断は難しいが、以下、相続人に承継されないものを掲げる。

(2) 相続人に承継されないもの

① 扶養の権利義務

H9-21

【例】 扶養の権利者と義務者の間で、「毎月3万円を月末までに支払う」といった合意がされていた場合でも、権利者または義務者が死亡したときは、扶養の請求権は消滅する。